

## 日本 GAP 協会 技術レター 2026 年 5 月号

### JGF 技術レターについて

目的: JGAP/ASIAGAP 指導員、JGAP/ASIAGAP 審査員および認証農場・団体の関係者が、JGAP/ASIAGAP の基準の解釈について共通認識を持っていただくため、また基準の最新情報を周知するために発行するものです。

内容: JGAP/ASIAGAP に関する質問や疑問について、日本 GAP 協会の公式見解をお伝えするものです。

### もくじ

- Q1. 管理点 2.5「経営者による改善」(3) 外部審査の結果について (JGAP 農産) p.1
- Q2. 管理点 8.4「トイレの整備」(2) 定期的な清掃について (JGAP 農産) p.2
- Q3. 管理点 10.2「掃除道具および洗浄剤・消毒剤・機械油の管理」について (JGAP 農産) p.2
- Q4. 管理点 C1.1「土壌の安全性」について (JGAP 農産) p.2
- Q5. 管理点 C2.1「栽培に使用する水の管理」について (JGAP 農産) p.2
- Q6. 管理点 C2.2「収穫および収穫後に使用する水の管理」について (JGAP 農産) p.3
- Q7. 管理点 C2.2.1「容器に貯める洗浄水の衛生管理」について (JGAP 農産) p.3
- Q8. 管理点 C5.1.3「農薬の選択・計画」(6) 後作について (JGAP 農産) p.3
- Q9. 管理点 C5.4.2「農薬保管庫の管理②」(1) 毒物・劇物の警告表示について (JGAP 農産) p.3
- Q10. 管理点 C5.6「残留農薬検査」初回審査時の考え方 (JGAP 農産) p.4
- Q11. 管理点 C5.6「残留農薬検査」(2)(a) 年 1 回以上の残留農薬検査の考え方 (JGAP 農産) p.4

### Q1. 管理点 2.5「経営者による改善」a.(3) 外部審査の結果について (JGAP 農産)

管理点 2.5「経営者による改善」a.(3)「外部審査の結果」とは、具体的にどのようなものを指すのでしょうか？

### A1.

例えば小売事業者と直接取引をしており、その事業者から二者監査を受けているのであれば、その時の監査結果が該当します。また、JGAP の認証を継続している農場であれば、前回の JGAP の審査

結果が該当します。

この時注意が必要なのは、JGAP の自己点検（内部監査）項目にこの「外部審査の結果」が含まれないことです。管理点 2.4 自己点検の実施ではすべての管理点についての自己点検の実施が求められているため、管理点 2.5a.の(2)(4)(5)に該当する管理点は自己点検で確認されることとなりますが、(3)の外部審査の結果は自己点検では確認できません。そのため、管理点 2.5a.にて自己点検（内部監査）結果のみを情報源として農場管理の見直しを行った場合、(3)の情報が不足しているとみなされて不適合となります。ただし、初回審査であり、外部からの審査を受けたことが無い場合は、(3)は「無し」として差し支えありません。

## Q2. 管理点8.4「トイレの整備」(2)定期的な清掃について(JGAP農産)

定期的な清掃とは、どの程度の頻度であればよいのでしょうか？

A2.

トイレ毎に使う頻度や汚れ方が異なるため、「そのトイレが清潔な状態を維持できる清掃頻度」が答えとなります。管理点8.4には「トイレの汚れによる使用者および環境への汚染防止」とあるため、この目的を達成するために必要な清掃頻度を設定し、清掃を実施する必要があります。

とはいえ難しく考える必要は無く、現状でトイレが清潔な状態で使用できているならば現在の清掃頻度で十分ですし、そうでないならば清掃頻度を見直してください。常にトイレを清潔な状態に維持することが、この管理点8.4(2)のねらいです。

## Q3. 管理点10.2「掃除道具および洗浄剤・消毒剤・機械油の管理」について(JGAP農産)

管理点10.2の適用範囲は、調製作業場で使用・保管している清掃道具や洗浄剤のみ、と考えてよいでしょうか？

A3.

いいえ。管理点10.2には「生産工程で使用する」とあるため、生産工程が適用範囲となります。生産工程とは、「生産工程：栽培から出荷までの認証範囲に関わる一連の活動」と定義があるため、取扱施設のみに限りません。

## Q4. 管理点C1.1「土壌の安全性」について(JGAP農産)

管理点C1.1が適合・不適合・該当外となるケースをそれぞれ教えてください。

A4.

(1)POPs 物質、(2) 土壌汚染地域通知・指定のいずれにも該当しない場合は該当外、(1)および/または(2)に該当するが対策を実施し、その記録があれば適合となります。

(1)および/または(2)に該当するが、行政に相談していなかったり、対策を実施していない場合は不適合となります。もしくは、対策を実施していても記録が無い場合も不適合となります。

## Q5. 管理点 C2.1「栽培に使用する水の管理」について(JGAP 農産)

栽培では水道水を使用していますが、使用時の水の異常（濁りや臭い）の確認は必要でしょうか？

**A5.**

水道水も配管の問題などでまれに異常が生じることがあるため確認は必要です。水に異常があった場合は異常の内容およびその対応の記録を作成する必要があります(C2.1(3)(b))。水に異常がない場合は、その記録(水に異常が無いことを確認した記録)の作成は任意です。

**Q6. 管理点 C2.2「収穫および収穫後に使用する水の管理」について(JGAP 農産)**

「農産物取扱い工程で使用する農産物と接触する機械および作業者の手洗いに使用する水」とは、どのような水でしょうか？

**A6.**

下記の①および②の水を指します。

- ① 農産物取扱い工程で使用する機械(農産物と接触する機械)に対して用いる水
- ② 作業者の手洗いに使用する水

**Q7. 管理点 C2.2.1「容器に貯める洗浄水の衛生管理」について(JGAP 農産)**

管理点C2.2.1が適合・不適合・該当外となるケースをそれぞれ教えてください。

**A7.**

農産物を洗浄しない場合、あるいは洗浄する際にため洗いを行わない場合は該当外、ため洗いは行うが水を掛け流しにしている場合は適合、ため洗いは行うが水を掛け流しにしていない場合は不適合となります。

**Q8. 管理点 C5.1.3「農薬の選択・計画」(6)後作について(JGAP 農産)**

二毛作を行っている場合、(6)「後作での残留農薬基準違反の防止」はどのように考えればよいのでしょうか？

**A8.**

二毛作の場合は以下の①②両方を考慮して作付体系を作る必要があります。

- ① 1作目から2作目への残留
- ② 2作目から次の1作目への残留

前作を収穫してすぐに後作を播種・定植する場合や、収穫までの期間が短い作物を後作として栽培する場合は、前作の農薬の影響を受けやすくなります。そのため次作も考慮した農薬を選択し、前作での農薬処理後の期間を考慮した作付体系を作る必要があります。

**Q9. 管理点 C5.4.2「農薬保管庫の管理②」(1)毒物・劇物の警告表示について(JGAP 農産)**

毒物・劇物に該当する農薬を保管している場合、「危険物」の警告表示でもよいのでしょうか？

**A9.**

毒物・劇物が保管されている場合、「毒物・劇物」の表示が必要となります。(1)では「毒物・劇物を警告する」表示を要求していますが、「危険物」表示だけでは毒物・劇物と分からないため不適合となります。毒物・劇物とは毒物及び劇物取締法で定められている物質で、人体に強い毒性を持つ物質の

ことです。危険物は消防法で定められている物質で、火災の発生・拡大の危険性や消火の難易度が高い物質のことです。

#### **Q10. 管理点 C5.6「残留農薬検査」初回審査時の考え方 (JGAP 農産)**

初回審査を栽培期間中に受審する予定です。収穫前なので残留農薬検査は未実施ですが、この場合 C5.6 は該当外となりますか？

#### **A10.**

初回審査の場合でも、残留農薬検査の計画が文書化できていなければ不適合となります。

C5.6(1)では「残留農薬検査の計画を文書化している」ことが要求されており、残留農薬検査が未実施の場合でも検査計画自体は文書化されている必要があります。文書化されていない場合や、文書の内容が不十分な場合は不適合となります。

以下の Q&A や技術レターにも関連情報がありますのでそちらも確認してください。

<https://jgap.jp/faq/1143>

技術レター2014年7月号

#### **Q11. 管理点 C5.6「残留農薬検査」(2)(a)年1回以上の残留農薬検査の考え方 (JGAP 農産)**

茶を栽培しており、前年の残留農薬検査は1番茶の5月に実施したため、今年は秋冬番茶の10月に実施する計画を立てています。前年の検査から今年の検査まで1年半近く期間が空いてしましますが、この場合でも C5.6(2)(a)の「年1回以上」に該当しますか？

#### **A11.**

該当します。(2)(a)では検査頻度が年1回以上であることを要求していますが、いつからいつまでの間を1年としているかは C5.6(1)の検査計画に基づくことになります。

例えば1月1日を起点としている場合、前年は5月に検査を行い、今年は10月に検査を行っても、「年1回以上」を満たすことになります。C5.6(1)で文書化した計画が妥当であり、計画通り検査を実施しているのであれば検査間隔が1年以上開いていても適合となります。

以上